

福島復興再生基本方針 “30のポイント” (1)

<p>1 『福島の再生なくして日本の再生なし』</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ この原子力災害が、福島が国のエネルギー政策や産業政策に寄与する中で生じたことを、国として厳に重く受け止める ○ これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任 ○ 福島の復興・再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務 ○ 福島の復興・再生は国政の最重要課題 (P3,4,35)
<p>2 福島県が掲げる脱原発の理念の尊重</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県が掲げる「原子力に依存しない社会を目指す」という理念を尊重 (P9,13,85)
<p>3 長期にわたる財源確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算を十分に確保 (P10)
<p>4 復興交付金、電源交付金等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興交付金等の財政上の措置：使い勝手がよいものとなるよう十分に配慮 ○ 電源立地地域対策交付金に代わる財政上の措置：平成25年度予算において検討 ○ 新たな措置が必要となった場合に対応した財政上の措置 (P85,86,87)
<p>5 機動的かつ柔軟な施策拡充(基本方針の追補)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県・市町村の要望事項のうち基本方針に盛り込めなかった事項について、結論が出たものから補足となる方針を随時取りまとめ、公表 (P90)
<p>6 省庁間の縦割り排除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興庁のリーダーシップの下、政府一体となって総合的かつ計画的に施策を実施 ○ 復興庁は一段高い立場から総合調整。必要な予算を一括して要求し、確保 (P11,86)
<p>7 政府が講ずる具体的な施策・事業の一覧表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施策・事業について、施策名、担当省庁、内容、事業費、進捗状況等を一覧化 (P88)
<p>8 福島第一原子力発電所の安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島第一原発の事故の一日も早い非常事態宣言の終結に全力で取り組む (P6,14,40)

福島復興再生基本方針 “30のポイント” (2)

9 双葉郡等避難指示区域の復興・再生	
① 福島特措法による避難指示区域復興の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区域の市町村の復興・再生を、責任を持って国が前面に立って進める ○ 「避難解除等区域復興再生計画」を作成し、これに基づいて復興を推進 ○ 事情の変更等に応じ、柔軟かつ機動的に計画を見直し <p style="text-align: right;">(P14,15,17)</p>
② 帰還に向けた工程の明示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰還に向けたスケジュールと必要な施策を総合的・一体的に示すため、除染、賠償を含め、復興・再生の道すじの具体像示す <p style="text-align: right;">(P17)</p>
③ 町外コミュニティの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期避難者や帰還についての課題を速やかに整理 ○ 結果を踏まえ、必要な法制上の措置を講ずる <p style="text-align: right;">(P17)</p>
④ 受入自治体への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ いわき市・相馬市、南相馬市などは、津波・地震等からの復興と、避難者の受入自治体としての機能が両立することが必要。必要な施策が円滑に進められるよう十分配慮 ○ 急増した住民に対する十分なサービスを円滑に提供できるよう必要な措置 <p style="text-align: right;">(P16,36)</p>
⑤ 東西軸・南北軸の道路ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東北中央自動車道(相馬市～福島市)、常磐自動車道(常磐富岡～南相馬)、国道6号の機能回復・強化、国道114号・国道288号等の東西の幹線道路等の整備 等 <p style="text-align: right;">(P25)</p>
⑥ JR常磐線の早期全線回復	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は責任を持って地元地方公共団体や東日本旅客鉄道株式会社と連携を図り、早期全線回復を確実に進めるよう、適切な指導及び技術的支援を行う <p style="text-align: right;">(P24)</p>
⑦ 港湾及び福島空港	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小名浜港: 東港地区国際物流ターミナル整備事業の促進など、機能強化 ○ 福島空港: 県が行う福島空港の防災機能及び物流機能の在り方の検討に協力 <p style="text-align: right;">(P25)</p>
⑧ 税制など、雇用対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家的プロジェクトにより、新たな雇用の受け皿となる先導的産業を充実 ○ 原発関連の雇用に代替する雇用創出が重要。取組を重点的かつ集中的に講ずる ○ 税制上の措置について引き続き検討 <p style="text-align: right;">(P18,23,31,77)</p>

福島復興再生基本方針 “30のポイント” (3)

<p>将来的な住民の帰還を ⑨ 目指す区域の復興及び 再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島の復興は、双葉郡をはじめとする地域の復興がなければ終わるものではない ○ 帰還までの生活再建、コミュニティ維持など、必要な対応を国が責任をもって実施 ○ 地方公共団体ごとに帰還時期の目標設定を協議 (P16,17,35,36)
<p>⑩ 治安・防災対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ パトロール活動・防犯カメラの運用等、インフラ等の警戒警備の強化、交通情報の収集や提供に係る交通安全施設の整備 (P29)
<p>10 除染</p>	
<p>① 除染の長期的目標(1 ミリシーベルト以下)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰還困難区域及び居住制限区域を含め、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること等を目指した対策について取り組む (P14,40,45)
<p>② 森林の除染</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ まずは住居等近隣の森林の除染から進める。 ○ 住居等近隣以外の森林の除染の在り方については、できる限り早期に検討を進め、一定の方針を示す (P21)
<p>③ 中間貯蔵施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間貯蔵施設は、国が責任をもって県・市町村と誠実に協議。中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を実施すべく必要な措置 ○ 仮置場の確保のための条件整備や土地の賃借料に関する措置。国有地の積極的な提供のための検討や東京電力株式会社の保有地に関し要請 (P46)
<p>11 子育て環境・教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費の助成、子どもの健康管理等のための基金について、継続的にフォローアップし、必要な場合に、適切に財政措置 (P40,43,53)
<p>12 健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 甲状腺がん検診等の健康管理調査(県外への避難者対応を含む) ○ ホールボディカウンター等整備を含む基金の活用等の状況についてフォローアップ (P42,43)
<p>13 農林水産業の再生、観光等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業の復興・再生 ○ 農林水産物等の検査 ○ 風評被害対策 ○ 観光振興として、福島への行き過ぎた渡航規制解除、福島空港国際定期路線再開を求める働きかけ、ビザの取得容易化の検討、大規模集客施設の誘致 (P60,61,64,65,66)

福島復興再生基本方針 “30のポイント” (4)

14	ふくしま産業復興企業立地補助金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存企業の流出防止、新規企業立地の促進には、企業立地補助が有効な手段。 ○ 企業立地の促進等のため福島県と引き続き協議を行う <p>(P56,77)</p>
15	既存企業の流出防止のための対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存産業の県外への流出防止を図ることが特に重要。国はこれに対応する支援措置を早急に講ずる <p>(P63)</p>
16	福島における各種の拠点整備「福島研究開発・産業創造拠点構想(仮称)」	
①	拠点整備の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島の国土軸上の優位性等から、県内各地に政府機関、研究機関等の拠点を誘致 ○ 再生可能エネルギー、医薬品・医療機器等分野で我が国をリードするフロンティアへ <p>(P5,8,10)</p>
②	再生可能エネルギー産業拠点化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島の再生可能エネルギー産業拠点化を目指す ○ 浮体式洋上風力発電の早期事業化と研究開発、試験活動の強化・機能集積による関連産業の創出 <p>(P76)</p>
③	医療関連産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医大における放射線医学・最先端診断や薬品等の開発拠点整備等を通じた拠点形成 ○ 医療機器の開発支援や安全性評価、製品化支援、人材育成を一体的に行う拠点を整備 ○ 医大を中核の実施機関として、県民健康管理調査本部・データセンター等を整備 <p>(P48,56,75)</p>
④	環境回復・創造	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県環境創造センター(仮称)の運営等のサポート ○ 県農林水産再生研究センター(仮称)の整備(構想の策定と具体化、その推進のサポート) <p>(P48,76)</p>
⑤	IAEA等の国際機関の誘致等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際会議の誘致やIAEA等の関連国際機関の機能の誘致の取組 <p>(P49)</p>
17	将来における被ばく者の援護措置の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 万一、被ばくに起因する健康被害が認められた場合には、本人の実質的な負担なく、所要の医療を受けることができるよう、他例を参考に、法制上の措置等を検討 <p>(P85)</p>